

議案第42号

養父市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月6日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

養父市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年養父市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

議案第42号 養父市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>(課税免除)</p> <p>第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第3項</u>の表の第1号の中欄又は<u>第45条第2項</u>の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法<u>第12条第3項</u>の表の第1号の下欄又は<u>第45条第2項</u>の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<u>第28条の9第10項</u>に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> | <p>(課税免除)</p> <p>第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第4項</u>の表の第1号の中欄又は<u>第45条第3項</u>の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法<u>第12条第4項</u>の表の第1号の下欄又は<u>第45条第3項</u>の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<u>第28条の9第10項第1号</u>に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> |